

ウェブ会議等ツール運用規程

令和7年8月9日制定

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人和歌山県診療放射線技師会（以下、「本会」という。）におけるウェブ会議等ツールの運用について必要な事項を定める。

(管理責任)

第2条 ウェブ会議等ツールの運用管理責任は、本会総務委員会とする。

(利用目的)

第3条 本会は、以下の目的のためにウェブ会議等ツールを利用する。

- (1) 本会総会、理事会、各種委員会等の会議
- (2) 本会が運営する各種研修会等の開催
- (3) その他、本会業務を遂行するために必要な会合

(利用者)

第4条 ウェブ会議等ツールのアカウント利用者は、本会の会長、副会長、委員会委員長、研修会等開催責任者とする。

(運用方法)

第5条 運用にあたっては、利用者はウェブ会議等ツールの使用方法を熟知し、会議等の開催にあたっては支障のないように努めなければならない。

- 2 ウェブ会議等ツールの利用を希望するものは下記の手順で申請・運用を行う。
 - (1) 会議または研修会等の開催責任者は、所定の開催申請書に必要事項を記載し、本会総務委員会に提出する。
 - (2) Webinar等、単回契約が必要な場合、総務委員会が契約を行う。
 - (3) 総務担当者は申請に基づき、開催に必要なミーティングID、パスワードを取得あるいは設定するとともに必要事項を開催責任者に通知する。
 - (4) 総務担当者は、本会が運用する共有カレンダーに利用予定を入力する。
 - (5) 開催責任者は、ミーティングID、パスワードを含む開催情報を指定された参加者に告知する。
 - (6) 開催責任者は、会議・研修会等を申請した時間内で行う。
 - (7) 総務担当者は申請に基づいた開催日以降、当該ミーティングID、パスワードの無効化、及び必要であればWebinar等の解約を実施する。
- 3 開催責任者は、パソコン等のセキュリティ管理を十分に行い、取得したミーティ

ング ID、パスワードを関係者以外へ流出しないよう取り扱いに十分注意するとともに、全ての参加者にも注意喚起する。

(委任)

第 6 条 本規程に記述のない事項に関しては、本会会長の判断による。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1 本規程は令和 7 年 8 月 9 日より施行する。